

地域まちづくり事業に対する支援について

市では、隣接した2以上の単一自治会が連携して団体を設立の上、市の認証を受けた団体（「地域まちづくり事業実施団体」といいます。）が地域まちづくり事業に取り組む場合に助成金の交付や技術的な支援を実施しています。

◆地域まちづくり事業とは◆

地域まちづくり事業実施団体が主体となり地域活性や地域課題の解決を図ることを目的とした事業で、かつ、市の主要課題に該当する事業

【市の主要課題（分野例）】

地域福祉・障害福祉	子育て支援	高齢者福祉・健康づくり	都市計画・公共交通、住宅・住環境
公園・緑地整備	消防・防災	防犯・交通安全	生活環境保全
農業振興・観光振興	文化・芸術の振興	学校教育・教育環境・青少年健全育成	コミュニティ、平和・国際化、情報発信・共有

【対象外の事業】

祭りや運動会などの親睦事業や趣味普及事業、専ら直接的に利潤追求を目的とする経済活動、宗教活動、政治活動、特定の政党を推薦支持し又は反対することを目的とする活動等、対象外の事業があります。

◆地域まちづくり事業実施団体とは◆

隣接した2以上の単一自治会や市民団体、市内事業者で組織するもので、設置の目的が活動地域に住む者の利益や活性に資するものとして市の認証（※1）を受けた団体
(※1) 認証要件の詳細については、お問い合わせください。

【支援内容】

毎年度・事業毎に事業計画や予算要求、支援申請を市に提出いただきます。市の審査の結果、地域まちづくり事業として採択された場合、次の①②について支援をします。

- ①助成金の交付：交付対象経費の10/10(上限額：構成する自治会の規模による)
- ②技術的な支援：市職員等の派遣、情報提供等

【支援対象期間】

4月1日（※2）～2月末日

(※2) 新規団体を設立した場合、設立時期によって支援対象期間の開始日が異なります。

地域 まちづくり事業 のご紹介

現在10の地域まちづくり事業実施団体が、防災・防犯・交通安全・青少年健全育成などに取り組んでいます。その一例を紹介します。

白銀小学校区地域まちづくり協議会



通学路除草・清掃



里山保全活用

ふるさと弥富を愛する会



ホタルの里づくり
(ビオトープの整備)



根郷小学校区まちづくり協議会



まち協農園
野菜収穫体験



防災講演会

隣の自治会と新たに「地域まちづくり事業」に取り組み、市の支援を受けたい場合は、担当部署（市民部 自治人権推進課）までご相談ください。

【地域まちづくり事業担当】

佐倉市 市民部 自治人権推進課 市民活動推進班

☎043-484-6127/FAX043-484-1677

Mailアドレス : jichijinken@city.sakura.lg.jp

上志津まちづくり協議会



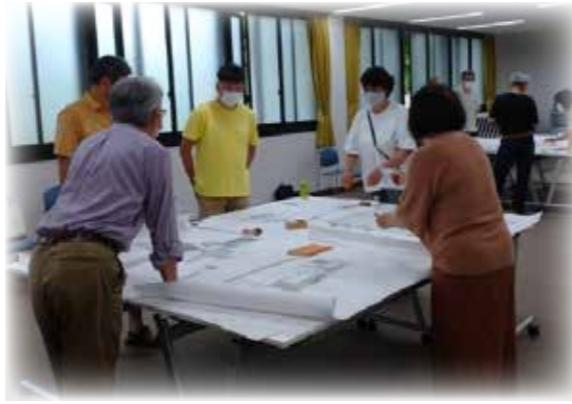
畠体験事業

井野小学校区まちづくり協議会

ふるさと資源の
情報提供と伝承
(長割り遺跡見学)

避難所運営訓練

千代田・染井野まちづくり協議会

七井戸公園の花植えと
その維持管理活動

避難所運営訓練

市民公益活動ポスター展

社会・地域の課題解決やまちの活性化に取り組んでいる、
公益的な市民団体の活動を紹介します。
この機会にいろいろな団体のポスターをご覧ください!

- 場所 西志津ふれあいセンター 2階
- 日時 令和4年3月8日（火）～3月18日（金）
- 問い合わせ 佐倉市市民公益活動サポートセンター
電話・FAX：043-484-6686

※来場時はマスクの着用とソーシャルディスタンスの確保にご協力ください。
発熱・咳等の症状のあるかた、体調のすぐれないかたは来場をご遠慮ください。

入場料無料
申込不要



問合せ

市民協働情報誌

まちづくり しよ!

地域まちづくり事業に対する支援とご紹介